

生坂村

第10次高齢者保健福祉計画  
第9期介護保険事業計画

令和6年3月

長野県生坂村

## < 目次 >

### ◆ 第1章 計画策定にあたって ◆

1.計画策定の背景	2
2.関連計画との関係・法的位置づけ	3
3.計画の期間	4
4.計画策定に向けた取組と体制	4
5.計画見直しにおける国の基本的考え方	5
6. 日常生活圏域の設定	6

### ◆ 第2章 村・高齢者の概況 ◆

1.総人口・世帯数	8
（1）人口構成の推移	8
（2）高齢者人口の推移	8
（3）ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の状況	9
（4）高齢者の健康状態	9
2.要介護・要支援認定者の状況	11
3.介護サービスの利用状況	12
（1）利用実績	12
（2）介護予防サービスの給付費	13
（3）介護サービスの給付費	14
（4）介護予防・日常生活支援総合事業の状況	15
（5）包括的支援事業	16
（6）任意事業	16
4.実態調査(アンケート)の結果概要	17
（1）「生坂村高齢者実態調査」の結果	17
（2）「高齢者ニーズ調査」の結果	21

### ◆ 第3章 計画の基本的な考え方 ◆

1.村づくりに対する考え方と本計画の基本理念	24
（1）村づくりに対する考え方	24
（2）本計画の基本理念	25
2.第9期計画における基本方針	26
3.第9期計画のめざすべき将来像	27
4.第9期計画の基本目標	27

5.第9期計画の体系	28
<b>◆ 第4章 施策の展開 ◆</b>	
1. 施策の内容・方向性	30
<b>◆ 第5章 介護保険サービス量の見込 ◆</b>	
1. 介護予防サービス・介護サービス内容	41
2. 介護保険事業の費用見込みと保険料	43
(1) 要支援・要介護認定者の将来推計	43
(2) サービス量と給付費の見込	44
3. 介護保険料の見込	48
4. 利用者負担の軽減	50
<b>◆ 6章 計画実現のために ◆</b>	
1. 各主体の役割	52
2. 計画の推進体制	54
<b>■ 付属資料1 策定委員会名簿</b>	55
<b>■ 付属資料2 成年後見制度利用促進基本計画</b>	56

◆ 第1章 計画策定にあたって ◆

## 1.計画策定の背景

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況の中、国においては、平成12（2000）年度に介護保険制度を開始し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。

令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみ世帯及び認知症の人の増加なども見込まれ、介護保険サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者の生活を支える担い手の確保が重要となっています。

サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。本計画は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、令和3（2021）年3月に策定した「第9次高齢者保健福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」を第9期計画として見直すもので、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、生坂村における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで地域共生社会※の実現につながる包括的支援体制の整備など、各施策を検討していきます。

### ※地域共生社会とは

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

## 2.関連計画との関係・法的位置づけ

市町村が策定する介護保険事業計画は、社会福祉法における市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）と、都道府県が策定する介護保険事業支援計画は同じく都道府県地域福祉計画（社会福祉法第108条第1項）と調和が保たれたものでなければならないとされています。

「生坂村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、本計画）は、「生坂村総合計画」を上位計画とするほか、村の各部門における諸計画との整合、長野県中期総合計画や長野県老人福祉計画・介護保険事業支援計画等とも連携するものです。

また、村の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画や国の基本指針、政府の関連する計画との整合性を確保しました。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「生坂村第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき一体的に策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は、介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、高齢者福祉事業に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険サービスの確保と提供、整備などに関する介護保険事業について、そのサービス見込量などを定める計画となっています。

### 3.計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な観点から、令和7年（2025年）頃を見据えつつ、令和6年度（2024年度）から8年度（2026年度）までの3か年とします。なお、今後については、事業や保険料等の適正化を図るため、3年ごとに見直すこととします。

#### 【計画期間】

年度	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
----	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------

#### 第8期計画（3か年）

見直し	○	○	○
-----	---	---	---

#### 第9期計画（3か年）

見直し	●	●	●
-----	---	---	---

#### 第10期計画（3か年）

見直し	○	○	○
-----	---	---	---

### 4.計画策定に向けた取組と体制

#### 計画策定の取組経緯

本計画の策定にあたっては、高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向、地域での助け合いの関係などの現状を把握するために長野県と協力して実施した「高齢者等実態調査」や令和5年度に村独自で実施した「生坂村高齢者実態調査」等により、高齢者の生活実態等の把握に努めました。

また、「生坂村介護保険等運営協議会」において、庁内関係部署相互の連携を図りながら「生坂村介護保険（老人保健福祉）事業計画等策定委員会」を設置して検討を行いました。

- 高齢者等実態調査
- 生坂村高齢者実態調査

## 5. 計画見直しにおける国の基本的考え方

### 【基本的考え方】

次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。

また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

### 【見直しのポイント】

#### （1）介護サービス基盤の計画的な整備

##### ①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要

- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### （2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

##### ①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民



や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実に推進

- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 6. 日常生活圏の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項第1号に規定されており、介護保険事業計画において、当該市町村がその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、村全域をひとつの日常生活圏域とします。ひとつの日常生活圏域とすることで、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指します。

◆ 第2章 村・高齢者の概況 ◆

## 1. 人口・世帯数

### (1) 人口構成の推移

村の総人口は、緩やかな減少傾向で推移しており、令和5年には1,683人、総世帯数は717世帯となっています。

高齢化率（老年人口比率）は令和5年で43.6%と、高い水準となっています。老年人口は頭打ちとなっておりますが、人口減少に伴い比率は緩やかな上昇傾向にあります。

### ■人口・老年人口・世帯数の推移

単位：人

	平成30年 (2018)	平成31 (令和元)年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口（人）	1,799	1,746	1,739	1,722	1,704	1,683
男（人）	877	854	865	866	856	842
女（人）	922	892	874	856	848	841
老年人口（人）	755	754	735	727	730	733
同比率（%）	42.0%	43.2%	42.3%	42.2%	42.8%	43.6%
世帯数（世帯）	725	719	723	717	716	717

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (2) 高齢者人口の推移

高齢者の人口推移をみると、前期高齢者は横ばいから若干の増加傾向、後期高齢者は減少傾向にあるものの、令和4年までは頭打ち傾向でありましたが、令和5年は後期高齢者数が若干増加しており、高齢者人口に占める後期高齢者の割合も増加しています。

単位：人

	平成30年 (2018)	平成31 (令和元)年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
高齢者人口（65歳以上）	755	754	735	727	730	733
65～74歳（前期高齢者）	280	287	288	293	295	291
75歳以上（後期高齢者）	475	467	447	434	435	442
高齢者人口に占める 前期高齢者割合	37.1%	38.1%	39.2%	40.3%	40.4%	39.7%
高齢者人口に占める 後期高齢者割合	62.9%	61.9%	60.8%	59.7%	59.6%	60.3%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 高齢者等将来人口推計

保険料算定の基礎となる将来人口推計の結果をみると、総人口は徐々に減少し、令和8年には1,475人となります。

年齢別では、各層とも減少傾向にあります。老年人口は今後も減少を続け、村の高齢化は鈍化傾向をみせますが、それは、村の高齢化が極限状況に近づいていることを示しているといえます。

### ■高齢者人口等の推計

単位：人

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
総人口	1,557	1,530	1,503	1,475 (100.0%)
40歳未満	340	342	334	328 (22.2%)
40～64歳	482	471	461	449 (30.5%)
65歳以上	735	717	708	698 (47.3%)

資料：保険料推計資料より（見える化システムに基づく独自データによる推計）

注：前ページの住民基本台帳人口とはデータ出所が異なるため数値は一致しません。

### (3) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の状況

令和5年3月末の生坂村の高齢者一人世帯は、166世帯（23.2%）、高齢者のみ世帯は278世帯（38.8%）となっています。高齢者一人世帯、高齢者のみ世帯とも、近隣市町村に比べ高い状態です。

### (4) 高齢者の健康状態

令和4年度の平均余命は、男性81.5歳（令和元年度81.7歳）、女性89歳（令和元年度95.4歳）、平均自立期間（要介護2以上）は、男性79.9歳、女性85.1歳でした。男性は平均余命・平均自立期間ともに、県と比べ1歳短く、女性は県とほぼ同じでした。しかし、生坂村は母数が少ないため、一人の死亡や一人の介護保険申請が数値に影響を与えることが考えられます。

また、令和4年度の後期高齢者の健康診断の受診率は、39.8%で、県の受診率24.4%と比較して高い受診率となっております。これは、国保の特定健診を受診していた方が後期高齢者となり、健診を継続して受診していることが高い受診率となっていると考えられます。

■平均余命（県との比較）

単位：歳

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
男性：生坂村	84.5	84.8	81.5	令和6年度に結果公表
長野県平均	82.5	82.8	82.5	令和6年度に結果公表
女性：生坂村	90.9	89.9	89.0	令和6年度に結果公表
長野県平均	88.0	87.9	88.3	令和6年度に結果公表

■平均自立期間（要介護2以上）（県との比較）

単位：歳

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
男性：生坂村	82.2	82.5	79.9	令和6年度に結果公表
長野県平均	81.0	81.1	81.1	令和6年度に結果公表
女性：生坂村	85.7	85.3	85.1	令和6年度に結果公表
長野県平均	84.9	84.9	85.2	令和6年度に結果公表

■後期高齢者健康診査受診率

単位：%

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生坂村	31.3	37.5	39.8	令和6年度に公表
長野県平均	21.9	22.7	24.4	令和6年度に公表

資料：KDBシステム より

## 2. 要介護・要支援認定者の状況

要介護度別には、要介護2～3の人が多い状況です。サービスの利用状況を見ると、通所介護や福祉用具貸与の利用が多いものの、横ばいで推移しています。また、施設介護サービスは年度により著しい変動があります。

### ■要介護(支援)認定者数

単位：人

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
<b>総数</b>	<b>154</b>	<b>137</b>	<b>131</b>
要支援1	2	1	2
要支援2	29	25	24
要介護1	26	14	11
要介護2	33	22	21
要介護3	26	31	30
要介護4	16	26	23
要介護5	22	18	20
<b>うち第1号被保険者</b>	<b>152</b>	<b>136</b>	<b>130</b>
要支援1	2	1	2
要支援2	29	25	24
要介護1	26	14	11
要介護2	32	21	20
要介護3	26	31	30
要介護4	16	26	23
要介護5	21	18	20

### ■総合事業新規認定者数

単位：人

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
人数	10	9	10

### 3. 介護サービス利用状況

#### (1) 利用実績

直近3年間の利用実績は以下の通りです。

単位：件

	令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)	
	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
居宅（介護予防）サービス	432	2,978	467	2,690	498	2,593
訪問介護(予防なし)	0	265	0	253	0	289
訪問入浴介護	0	12	0	2	0	19
訪問看護	20	191	19	178	25	169
訪問リハビリテーション	0	51	3	46	26	34
居宅療養管理指導	8	128	3	151	2	175
通所介護(予防なし)	0	600	0	538	0	517
通所リハビリテーション	18	22	6	14	0	5
短期入所生活介護	0	85	0	97	0	94
短期入所療養介護（老健）	0	11	1	14	0	12
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	195	661	218	541	218	499
福祉用具購入費	2	6	3	4	5	5
住宅改修費	1	1	4	4	0	4
特定施設入居者生活介護	0	84	0	85	0	68
介護予防支援・居宅介護支援	188	861	210	763	222	703
地域密着型（介護予防）サービス	0	173	0	152	0	93
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	36	0	45	0	22
認知症対応型通所介護	0	134	0	106	0	64
小規模多機能型居宅介護	0	3	0	2	0	7
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設サービス	0	391	0	462	0	474
介護老人福祉施設	0	254	0	340	0	371
介護老人保健施設	0	133	0	120	0	101
介護療養型医療施設	0	2	0	0	0	0
介護医療院	0	2	0	2	0	2
総計	432	3,542	467	3,304	498	3,160

(2) 介護予防サービスの給付費

介護予防サービスの給付費を見ると、介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、福祉用具貸与等で、計画値を上回っています。一方で介護予防通所リハビリテーション等で計画値を下回っています。

単位：千円

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
居宅（介護予防）サービス	2,714	3,427	126.3%	2,722	3,567	131.0%
訪問介護（予防なし）	0	0		0	0	
訪問入浴介護	0	0		0	0	
訪問看護	341	543	159.2%	348	501	144.0%
訪問リハビリテーション	0	145		0	435	
居宅療養管理指導	55	14	25.5%	55	9	16.4%
通所介護（予防なし）	0	0		0	0	
通所リハビリテーション	460	218	47.4%	461	0	0.0%
短期入所生活介護	0	0		0	0	
短期入所療養介護（老健）	0	26	0.0%	0	0	
短期入所療養介護（病院等）	0	0		0	0	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0		0	0	
福祉用具貸与	939	1,286	137.0%	939	1,534	163.5%
福祉用具購入費	0	55	0.0%	0	93	0.0%
住宅改修費	0	184	0.0%	0	0	0.0%
特定施設入居者生活介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%
介護予防支援・居宅介護支援	919	954	103.8%	919	994	108.2%
地域密着型（介護予防）サービス		0		0	0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0			0	
夜間対応型訪問介護		0			0	
地域密着型通所介護		0			0	
認知症対応型通所介護	0	0		0	0	
小規模多機能型居宅介護	0	0		0	0	
認知症対応型共同生活介護	0	0		0	0	
地域密着型特定施設入居者生活介護		0			0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0			0	
看護小規模多機能型居宅介護		0			0	
総          計	2,714	3,427	126.3%	2,722	3,567	131.0%



### (3) 介護サービスの給付費

介護サービスの給付費をみると、短期入所生活介護、介護老人福祉施設等で、計画値を上回っており、一方で、地域密着型サービス等では計画値を下回っています。

単位：千円

介護サービスの給付費	令和3年			令和4年		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実測値	計画対比
居宅（介護予防）サービス	147,895	126,567	85.6%	144,045	123,170	85.5%
訪問介護（予防なし）	31,967	22,168	69.3%	32,039	20,254	63.2%
訪問入浴介護	805	99	12.3%	806	940	116.6%
訪問看護	5,520	4,861	88.1%	5,462	6,316	115.6%
訪問リハビリテーション	1,334	1,330	99.7%	1,327	939	70.8%
居宅療養管理指導	1,526	989	64.8%	1,409	950	67.4%
通所介護（予防なし）	64,740	49,466	76.4%	62,165	49,667	79.9%
通所リハビリテーション	1,039	645	62.1%	1,015	194	19.1%
短期入所生活介護	2,277	6,545	287.4%	2,297	7,377	321.2%
短期入所療養介護（老健）	0	2,146	0.0%	0	1,758	0.0%
短期入所療養介護（病院等）	0	0		0	0	
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0		0	0	
福祉用具貸与	9,811	8,168	83.3%	9,357	8,283	88.5%
福祉用具購入費	253	81	32.0%	253	98	38.7%
住宅改修費	0	156	0.0%	0	99	0.0%
特定施設入居者生活介護	14,500	16,711	115.2%	14,508	13,969	96.3%
介護予防支援・居宅介護支援	14,123	13,202	93.5%	13,407	12,326	91.9%
地域密着型（介護予防）サービス		15,840	56.8%		9,221	33.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0		0	0	
夜間対応型訪問介護	0	0		0	0	
地域密着型通所介護	2,168	4,303	198.5%	2,203	1,567	71.1%
認知症対応型通所介護	23,293	11,537	49.5%	23,305	6,240	26.8%
小規模多機能型居宅介護	2,423	0	0.0%	2,425	1,414	58.3%
認知症対応型共同生活介護	0	0		0	0	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0		0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0		0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0		0	0	
施設サービス		119,485	118.1%		124,025	122.5%
介護老人福祉施設	61,657	86,077	139.6%	61,692	95,231	154.4%
介護老人保健施設	39,491	33,192	84.0%	39,512	28,435	72.0%
介護療養型医療施設	0	0		0	0	
介護医療院	0	216	0.0%	0	359	0.0%
総計	276,927	261,892	94.6%	273,182	256,416	93.9%

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

事業名	第8期利用者数			第8期事業費(千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>① 介護予防・生活支援サービス事業</b>						
訪問介護相当サービス	5名	5名	(6名)	1,516	1,547	(2,555)
訪問型サービスA	1名	2名	(4名)	83	142	(838)
通所介護相当サービス	16名	14名	(20名)	5000	4912	(8,360)
通所型サービスA	5名	3名	(7名)	760	494	(914)
村独自の事業 介護予防住宅改修	2件	2件	(2件)	0	0	0
村独自の事業 福祉用具貸与	4名	4名	(4名)			
<b>② 一般介護予防事業</b>						
	説明			令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般介護予防事業： 元気塾 (生坂村社協委託事業)	外出・作品作り・保健師講和・音楽運動指導など 6グループで編成し、各グループ月1回活動	登録者数		82名	76名	57名
一般介護予防事業： 男塾 (生坂村社協委託事業)	外出・作品作り・調理実習 ・認知症サポーター養成講座・音楽運動指導など 月1回活動	登録者数		11名	11名	11名
公民館事業： 各種教室	文科系・体育系の教室	開催講座数		8講座	11講座	11講座
		延べ参加者数		延べ540名	延べ726名	延べ953名
健康福祉課 (健康応援隊)	各地区公民館	開催場所数		12	11	16
	認知症サポーター養成講座・調理実習など月1回活動	参加者数		65名	62名	101名
(歩こう部)	自由参加 村内を60～90分ウォーキング 松本大学生による運動講座 月2回開催	開催回数		24回	24回	23回
(ヘルスアップ教室)	生活習慣病の免疫・進行を防ぐための運動教室(月1回)	参加実人数		12名	10名	14名
健康診査の実施	集団健診(8月・11月) 個別健診	国保受診率		56.1%	56.1%	52.2%
	通院治療者健診・人間ドック補助	後期高齢受診率		37.6%	39.8%	42.2%
保健指導の実施	個別面談での結果返却実施。受診勧奨値を超えた方に対して、受診勧奨を実施	保健指導実施率(国保)		75.0%	89.5%	72.7%
災害対策	要援護者マップの更新					

※健康診査の実施・保健指導の実施の令和5年度の数値は令和6年3月見込数

## (2) 包括的支援事業

事業名	単位	直近3年間の実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>① 地域包括支援センターの運営</b>				
総合相談支援業務	相談件数(包括)	875	1,156	(853)※
	相談件数(健康管理センター)	341	190	(293)
権利擁護業務 高齢者虐待への対応	相談件数	0	0	0
<b>② 包括的支援事業社会保障充実分</b>				
生活支援体制整備事業 地域支え合い推進会議	会議開催回数	3	5	5
在宅医療・ 介護連携推進事業	取り組み内容	会議への出席・個別ケース対応・DVD放映でのACP周知		
認知症 総合支援事業	認知症カフェ	参加者数	—	—
	認知症サポーター 養成講座	開催回数	3	5
	認知症ケアパス	活用状況	—	—
	認知症初期 集中支援チーム	対応件数	1件	1件

※12月末時点

## (3) 任意事業

事業名	単位	直近3年間の実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護支援事業	参加者数	中止	3名	社協委託
介護給付等費適正化事業		適切なケアプランの確保・適正なサービス利用の促進		

#### 4. 実態調査（アンケート）の結果概要

本計画の策定にあたり、住民の生活状況や意向などを把握するため、実態調査（アンケート）を実施しました。調査結果の概要については次のようになっており、調査結果の傾向等を踏まえ、施策を推進していきます。

##### （１）「生坂村高齢者実態調査」の結果

この調査は、地域の実状に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みの推進が必要となってきた流れの中で、「生坂村の実態を把握する」ことを目的に、65歳以上の介護保険を申請していない全住民を対象に計画策定の前年度に実施しています。

##### 【調査実施概要】

調査時期 : 令和5年9月  
配付数 : 572票  
回収数 : 470票  
回収率 : 82.2%

##### 【調査結果概要】

##### ◆自分で車の運転が出来なくなった場合の外出時の交通手段

免許を返納した場合の交通手段として、「1 公共交通機関利用を検討している」方が多くいらっしゃいました。この結果から、「いきりん」や「有償運送」が、依然として、村にとって大事な交通手段であると感じている住民が多い結果となりました。第8期では、公共交通機関の使い方が分かりづらいという意見を受け、地域支え合い推進会議にて取り組みを行いました。

No	選択肢	R5調査		R2調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	公共交通機関(いきりん・電車・有償運送など)	294	58.5	379	65.8
(2)	子供に依頼	161	32.0	167	29.0
(3)	近所の人に依頼	16	3.2	24	4.2
(4)	その他	32	6.4	6	1.0
	計	503	100	576	100

◆現在の生活で困っていること

～ もりびとの周知が不十分 ～

現在の生活での困りごとを問う質問では、「もりびと等サービスを利用している  
ので困っていない」と回答された方は少なく、「もりびと」で対応できる支援につ  
いて、困りごととして感じている方が依然として多く見受けられました。3年前  
経過した今回も「もりびと」を活用するという意識に変化がない結果を受け、「も  
りびと」の周知方法を検討していく必要性があります。

No	選択肢	R5調査		R2調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	ない	329	74.4	372	53.1
(2)	「もりびと」等 サービスを利用している ので困っていない	1	0.2	4	0.6
(3)	ある	111	25.1	325	45.7
	計	442	100	576	100

「ある」と回答した方の困りごと内容

No	選択肢	R5調査		R2調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	外出の際の移動手段の確保が難しい	21	7.4	25	3.6
(2)	買い物が大変	23	8.1	33	4.7
(3)	庭の手入れ、雪かきが大変	80	28.1	74	10.6
(4)	家の中の作業（家具の移動、電球の交換等）	21	7.4	24	3.4
(5)	急病、災害時に助けてもらえるか不安	52	18.3	69	9.8
(6)	財産やお金の管理が不安	9	3.2	11	1.6
(7)	ゴミ出しが大変	16	5.6	20	2.9
(8)	掃除・洗濯・炊事等 家事が大変	15	5.3	23	3.3
(9)	ペットの世話が大変	0	0	1	0.1
(10)	定期的に声かけ・見守りをしてくれる人がいない ことが不安	12	4.3	16	2.3
(11)	その他	4	1.4	6	0.9
(12)	無回答	32	11.2	23	7.1
	計	285	100	302	100

◆どんなところに困難を感じたら、介護保険サービスを利用したいか  
 ～「さまざまな場面での介護サービス利用を想定」～

介護保険の申請のタイミングを問う質問では、「食事の準備」や「排泄」に困難を感じたら介護保険の申請を考えると回答された方が多く、3年前、6年前の調査と同じ結果となりました。

No	選択肢	R5調査		R2調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	食事の準備	189	16.46	229	15.8
(2)	食事をする	104	9.06	153	10.6
(3)	入浴	250	21.78	283	19.6
(4)	着替え	75	6.53	95	6.6
(5)	排泄	166	14.46	284	19.6
(6)	室内の移動	93	8.10	124	8.6
(7)	外出	194	16.90	197	13.6
(8)	その他	9	0.78	8	0.6
(9)	無回答	68	5.92	74	5.1
	計	1148	100	1,447	100

◆介護が必要とならないために気を付けている事  
 ～「食事、畑仕事、薬の飲み忘れに気を付けている方が多い」～

介護が必要にならないために、畑仕事やバランスの良い食事に気を付ける方が多く、調整済み介護認定率が県平均 13.2%より低い(11.1%)結果に影響を与えていることがわかります。

No	選択肢	R5調査		R2調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	畑仕事を頑張る	271	21.93	316	23.2
(2)	散歩等 運動を心がける	245	19.82	257	18.9
(3)	食事に気を付ける	296	23.95	318	23.3
(4)	処方された薬を忘れず内服する	279	22.57	290	21.3
(5)	グループ活動、ボランティア活動に参加している	80	6.47	90	6.6
(6)	その他	20	1.62	48	3.5
(7)	特にない	29	2.35	27	2.0
(8)	無回答	16	1.29	16	1.2
	計	1236	100	1,362	100

◆介護が必要となった場合、どこで生活したいか

～ 「自宅で過ごしたい方が多い」 ～

介護が必要となった場合の生活場所としては、「出来る限り自宅で過ごしたい」と考えている方が8割を占めていました。また、若い世代ほど、村外の施設を検討している方が多くおり、年齢層によっての違いも見られました。

No	選択肢	R5調査		R2調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	できるかぎり自宅で、介護保険のサービスを利用して生活する	343	77.43	379	79.5
(2)	村の高齢者センターで介護保険のサービスを利用して生活する	42	9.48	57	11.9
(3)	村外の高齢者向け集合住宅や施設に入所して生活する	46	10.38	32	6.7
(4)	その他	12	2.71	9	1.9
(5)	無回答	24	5.42	14	2.9
	計	443	100	477	100

## (2)「高齢者ニーズ調査」の結果

この調査は、介護保険事業計画における介護サービスの利用ニーズや高齢者の生活実態等を把握するため、要介護・要支援者を対象に、全国的な調査として計画策定の前年度に3年に1度実施されています。

### 【調査実施概要】

調査時期 : 令和5年12月  
配付数 : 80票 (要介護・要支援を対象とした調査)  
回収数 : 49票  
回収率 : 61.2%

### ◆近所の方との付き合いの程度

～「困った時や日常のあいさつなど、一定のつながりを持った方が多い」～

近所の方との付き合いについては、日頃からご近所と一定のつながりを持っている方が多く、地域の支えあい体制が出来ており、村の強みとして生かしていきけるのではないかと考えています。

No	選択肢	R5 調査		R2 調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	常に自宅の様子を見にきてくれる(電話をくれる)人がいる	6	12.2	6	10.5
(2)	お互いに訪問し合う人がいる	2	4.1	3	5.3
(3)	困った時に気軽に頼める人がいる	11	22.4	23	40.4
(4)	あいさつ、立ち話をする程度の人がある	23	46.9	18	31.6
(5)	付き合いはない	6	12.2	6	10.5
(6)	無回答	1	2.0	1	1.8
	計	49	100	57	100



◆今後、地域包括支援センターに力を入れてほしい事業

～ 地域包括支援センターに求める役割は多岐にわたっている ～

介護保険サービスを利用している方が、地域包括支援センターに求めている役割は多岐にわたっており、住民それぞれの困りごとに応じて、支援していくことが求められている事がわかります。

No	選択肢	R5 調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	事業内容の周知	7	14.3
(2)	高齢者宅への訪問等による実態把握	9	18.4
(3)	高齢者の一般的な相談	13	26.5
(4)	認知症の相談	8	16.3
(5)	病院や施設の入退院（所）に関する相談	16	32.7
(6)	介護予防の普及啓発事業（健康教育、健康相談等）	3	6.1
(7)	介護予防のためのケアプランの作成	6	12.2
(8)	高齢者虐待、消費者被害の防止	0	0
(9)	成年後見制度の周知と相談	1	2.0
(10)	その他	0	0
(11)	特になし	13	26.5
	無回答	3	6.1
	計	49	100

◆利用している介護保険サービスの満足状況

～ 『満足』『どちらかと言えば満足』合わせて9割台 ～

利用している介護保険サービスの満足度を問う項目では、『満足』『どちらかと言えば満足』合わせて9割を占めていました。

No	選択肢	R5 調査		R2 調査	
		回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
(1)	満足している	18	48.6	26	55.3
(2)	どちらかと言えば満足している	18	48.6	18	38.3
(3)	どちらかと言えば満足していない	1	2.7	1	2.1
(4)	満足していない	0	0	1	2.1
(5)	無回答	0	0	1	2.1
	計	37	100	47	100

◆ 第3章 計画の基本的な考え方 ◆

## 1. 村づくりに対する考え方と本計画の基本理念

### (1) 村づくりに対する考え方

#### ① 生坂村第6次総合計画

村では、令和2「(2020)年3月に「生坂村第6次総合計画」を策定し、村の将来像を「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」と定めています。

また、めざす将来像の基本目標として、「健やかに子どもが育ち学び続けられる村づくり」「みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり」「気持ち良くゆったり暮らせる村づくり」「活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり」「みんなで元気な村づくり」を掲げています。

#### ② 2025年問題

今後、生産年齢人口の減少に伴い、高齢者を支える担い手の減少など高齢者を取り巻く社会状況は一層厳しいものとなることが予想されます。

本村では、団塊の世代が後期高齢期「(75「歳以上)を迎える令和7「(2025)年と介護需要が高まる85歳以上人口のピークを迎える令和22(2040)年を見据え、高齢化対策については、次のとおり、課題を抽出し、解決に向けた対策を講じていくこととしています。

## (2) 本計画の基本理念

第9期計画では、令和2「(2020)年3月に策定した生坂村第6次総合計画と連動し、同計画に挙げた村づくりの方向性、2025年問題も踏まえ、高齢福祉分野にふさわしい将来像を以下のように定めます。

### <基本理念>

今日の社会経済情勢のように、厳しい時代にあっても、村民が互いに支え合いながら、生き生きと活力ある生活を営み、そして誰もがしあわせに暮らせる村づくりを進めます。

### <将来像>

「確かな暮らしを明日につなぎ  
明るく 健やかに生きる村 生坂」

### 成果指標

長期的に目指す最終的な成果として、次の目標を設定し、令和8年にはその指標について目標の達成を目指します。

指 標		現 状	目 標
健康寿命	健康寿命 (日常生活が動作が自立している期間の平均)	男性 82.5歳 女性 85.3歳 (2021年)	維持
要介護(要支援)認定率	調整済要介護(要支援)認定率	11.1% (2023年)	維持
最後まで在宅を選択しやすい環境がある	在宅での看取り(死亡)の割合 (自宅及び老人ホームでの死亡率)	25.0% 2016~2020年 (3年間の平均)	維持

## 2. 第9期計画における基本方針

本計画の策定にあたり、国が示した基本指針及び長野県が示した策定指針を勘案し、推進目標として以下の4つを設定します。

### (1) 生きがいを持って暮らしてするために

いきいきとした高齢期を過ごすためには、生活の目標や生きがいをもつことが重要です。このため、生涯学習支援・就労支援をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動や世代間交流の促進等、社会参加の促進を図ります。

また、高齢者の閉じこもりを予防するため、地域活動の活性化を支援します。

### (2) 健康で自立した生活を送るために

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムは、障がい者や子どもを含む、全ての地域住民がその地域で生活していくため、共に支えていく仕組みであり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括支援センター・医療・福祉サービス・自治組織・関係団体と連携し、各種の在宅保健福祉サービスの提供や地域福祉活動の育成、地域支援事業や地域密着型サービス等、地域でのケアを効果的に提供できる在宅支援体制の強化を図り、高齢者が生きがいを持って活動していける社会づくりを進めます。

### (3) 心身や生活状況に合わせた生活を送るために

高齢者が自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることを支援し、要介護状態になっても、その人らしい生活を自分の意思でおくることができる施策の推進に努めます。

また、認知症高齢者への理解促進、高齢者への虐待防止、人権擁護のための施策を推進します。

### (4) 介護保険サービスの適切な運営のために

生坂村の主体的な取り組み、これまでの施策の検証を行い、地域資源の活用を図りながら、生坂村の実情にあった高齢者施策を推進するとともに、総合計画をはじめ各種計画との連携や県施策との連携の確保に努め、迅速かつ適正にサービスを利用していただきます。

### 3. 第9期計画のめざすべき将来像

第9期計画は、「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村 生坂」をめざすべき将来像として、健康長寿や生涯現役、支え合う地域共生社会の実現につながる包括的支援体制の強化に向け、村民が互いに支え合いながら、生き生きと活力ある生活を営み、そして誰もがしあわせに暮らせる村づくりを引き続き進めます。

地域では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、老老介護世帯が増加しています。また、高齢者と障がい者を含む家族、介護と育児を同時に担う家族など、複合的な生活課題を抱える人が暮らしています。

アンケート結果からは、介護が必要になっても在宅での生活を望む人が多く、地域で高齢者を支える体制を充実するとともに、高齢者自らが地域で自尊心を持って楽しく生活できる環境づくりが必要です。これが本村の村づくりの将来像である「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」と言えます。

将来像を実現させるためには、行政と関係機関の連携はもちろん、行政と村民・地域・団体などがともに協働・共創し、高齢者を支える体制を充実しなければなりません。

### 4. 第9期計画の基本目標

第9期計画の将来像である「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村 生坂」の村づくりに向け、以下の基本目標を設定し、計画を推進していきます。

#### ◇基本目標

「みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり」

～健やかな心とからだを守っていきます～

## 5. 第9期計画の体系

推進目標	基本方針	基本施策
1. 生きがいを持って暮らすために	(1) 高齢者が生きがいを持って活動している社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生涯学習・生涯スポーツ・各種教室の推進</li> <li>②社会参加の促進と雇用・就業対策の推進</li> <li>③敬老会事業・長寿のお祝い</li> <li>④老人クラブへの補助事業</li> <li>⑤安心のある暮らしの実現               <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス事業</li> <li>・軽度生活支援事業</li> <li>・生坂有償生活援助サービス「もりびと」</li> <li>・高齢者生活福祉センターの活用</li> <li>・外出支援サービス</li> <li>・住宅改修に対する補助金</li> <li>・緊急宿泊支援事業</li> <li>・緊急通報装置設置補助事業</li> <li>・高齢者の見守り訪問事業</li> </ul> </li> </ul>
	(2) 権利擁護・防犯・交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ジェンダーの平等と多様性への理解促進</li> <li>②成年後見制度の利用促進</li> <li>③養護老人ホームへの入所支援</li> <li>④交通安全・防犯対策</li> </ul>
	(3) 災害・感染症の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策の推進</li> <li>②感染症対策の推進</li> </ul>
2. 健康で自立した生活を送るために	(1) 高齢者が健康でいきいきと暮らせる村づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防・日常生活支援サービス事業の推進</li> <li>②一般介護予防事業の推進</li> </ul>
	(2) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括ケアの推進</li> <li>②地域ケア会議の充実</li> <li>③ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援</li> <li>④重層的支援の導入</li> </ul>
3. 心身や生活状況に合わせた生活を送るために	(1) 医療と介護が一体となった在宅療養の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅医療・介護の連携</li> <li>②ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの支援</li> </ul>
	(2) 認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり	認知症の共生と予防の推進
4. 介護保険サービスの適切な運営のために	(1) 介護人材の養成・確保、事業所の生産性の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護人材の確保・定着、資質向上</li> <li>②福祉・介護に対する理解の向上</li> </ul>
	(2) 介護保険制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①安心してサービスが受けられるための環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等適正化事業の推進</li> <li>・苦情処理体制</li> </ul> </li> <li>②サービス見込み量</li> <li>③介護保険料</li> </ul>

## 第4章 施策の展開



# 1. 施策の内容・方向性

各施策の内容の方向性、取組み、目標値をまとめました。第9期計画で取組みを実施し、目標の達成を目指します。

## 推進目標 1 生きがいを持って暮らしていくために

### 《今後の方向性》

様々な経験を積み、多種多様な技術・知識を習得してきた高齢者は多く存在します。そのような経験等を地域や地域住民のために活用できる環境を整え、趣味や生きがいづくりを支援し、高齢者自身がその活動を生きがいのひとつとして捉えられるように努めます。

一方、高齢者が虐待、消費者被害・詐欺被害に遭うなど、命の危険や生活基盤の崩壊等に直結する被害もあり、支援の緊急性の高いケースが増えています。そのため、高齢者の権利擁護に関する取組は強化する必要があります。

### (1) 高齢者が生きがいを持って活動していける社会づくり

#### ■主な取組み

- ①生涯学習・生涯スポーツ・各種教室の推進
- ②社会参加の促進と雇用・就業対策の推進
- ③敬老会事業・長寿のお祝い
- ④老人クラブへの補助事業

	事業名	対象者	事業内容と今後の方向性
①	一般介護予防事業： 元気塾 (生坂村 社協委託事業)	65歳以上の 自力で外出が できる方	【内容】 高齢者の社会参加の機会を提供。日常生活に必要な動作の訓練から様々な趣味活動まで幅広い活動を行うことで、介護予防を目指す。 【今後の方向性】 一体的取り組みの一環として、専門職が教室に出向き、健康教育を行う。
	一般介護予防事業： 男塾 (生坂村 社協委託事業)	65歳以上の 男性	【内容】 高齢者の社会参加の機会を提供。男性のみに対象者を限定し、同性同士の交流を図る。 【今後の方向性】 一体的取り組みの一環として、専門職が教室に出向き、健康教育を行う。
	公民館事業各種教室	全住民	【内容】 各種教室（ピラティス・わら細工・園芸・歴史探訪・アクア運動）を開催。 【今後の方向性】 生涯学習・生涯スポーツ・各種教室の推進。
	健康福祉課各種教室	全住民	【内容】 健康応援隊・歩こう部・ヘルスアップ教室 【今後の方向性】 一体的取り組みの一環として、専門職が教室に出向き、健康教育を行う。
②	高齢者の就労機会の提供	全住民	【内容】 高齢者への就労機会の提供に大きな役割を果たしている「シルバー人材センター」や「生坂村社会就労センター」に対する支援や連携を図る。 【今後の方向性】 連携の強化。

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
③	いくさか敬老の日	70歳以上の住民	<p>【内容】</p> <p>毎年10月頃、「いくさか敬老の日」を開催。村全体で開催することで、地区を跨いだ高齢者同士の交流や世代間交流を図る。また、長寿祝いとして、米寿(88歳)、白寿(99歳)を迎える方に祝い状や記念品の贈呈を行う。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>令和3年度以降の開催については、実行委員会にて検討していく。</p>
④	老人クラブ活動補助事業	老人クラブ連合会	<p>【内容】</p> <p>健康な高齢者が要介護高齢者を支える社会づくりのための補助金事業。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>一体的取り組みの一環として、専門職が教室に出向き、健康教育を行う。</p>

### 目標値

事業名		現状(令和4年度)	目標	
①	一般介護予防事業：元気塾 (生坂村社協委託事業)	76名	維持	
	一般介護予防事業：男塾 (生坂村社協委託事業)	11名	維持	
	公民館事業各種教室	延べ726名	維持	
	健康福祉課 各種教室	健康応援隊	62名	100名
		歩こう部	24回	維持
	ヘルスアップ教室	10名	維持	
②	高齢者の就労機会の提供 (シルバーセンター会員登録数)	30名	維持	
③	いくさか敬老の日	商品券発送	100名	
④	老人クラブ活動補助事業	4団体	維持	

### ⑤安心のある暮らしの実現

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
⑤	配食サービス事業 (生坂村社協委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者</li> <li>・障がい者</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>食事づくりが困難な方に栄養バランスを配慮した食事を提供することで、生活の安定を図り、併せて利用者の安否確認を行う。(週6日) 個人負担400円/1食。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>配食配達時、安否確認していく中で、他のサービスが必要と思われる場合、迅速な支援に繋げる。</p>
	軽度生活支援事業 (生坂村社協委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上のひとり暮らし、2人暮らしの高齢者世帯</li> <li>・障がい者</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行う。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>介護保険サービス利用移行を含め、関係者間の連携をスムーズに行う。</p>

事業名	対象者	事業内容と今後の方向性
生坂有償生活援助サービス「もりびと」(生坂村社協委託事業)	・手助けが必要で希望する方は誰でも可	【内容】日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行う。 【今後の方向性】サービスの広報・周知。
高齢者生活福祉センターの活用※入所判定有(生坂村社協委託事業)	・60歳以上のひとり暮らし、夫婦のみの世帯	【内容】独立して生活することに不安のある方のために必要に応じ住居を提供する。平成30年度、16室に増築。利用者が安心して健康で明るい生活が送れるよう生活援助員を配置することにより相談、緊急時の対応等総合的な支援を図る。 【今後の方向性】住み慣れた地域で暮らすためのサービスとして、運営していく。入所についての情報発信を行っていく。
福祉運送サービス事業(生坂村社協委託事業)	・介護保険法の認定者 ・身体・知的・精神障害者 ・1人暮らし、2人暮らしの高齢者(概ね65歳以上) 上記に該当する方で、会員登録した方	【内容】自宅と通院施設間の移送、介助や投薬の受取り及び日常生活用品購入のための移送を行う。 【今後の方向性】アンケート結果から、免許返納後の交通手段として、利用を検討されている方が一定数いた。そのため、今後も安心して利用できるよう支援を行う。
⑤ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業	・65歳以上の要介護要支援の認定者 ・身体障害者(1～3級) ※所得制限有	【内容】日常生活の自立支援をするため、高齢者の住居環境を改善し、住宅改良に要する経費に対し、予算の範囲以内において助成をする。(補助限度額70万円(自己負担分1割を含む)) ※県の地域福祉総合助成事業に基づく事業 【今後の方向性】対象となる方の改修については積極的に利用促進を行う。また、介護認定者については介護保険住宅改修保険給付と合わせて、住宅改修できるように支援を行う。
介護予防住宅改修事業	第1号被保険者のうち、事業対象者(基本チェックリスト該当者)かつ村が実施する介護予防事業に参加できる方	【内容】自宅に手すりを取り付ける等の住宅改修を予定する場合、事前及び工事完了後に必要な書類を提出することにより、利用負担額を控除した額を支給する。 ※日常生活支援総合事業関連事業 【今後の方向性】対象となる方の改修については積極的に利用促進を行う。
緊急宿泊支援事業(生坂村社協委託事業)	デイサービスセンター及びはるかぜ及び高齢者生活福祉センター利用者	【内容】医療行為のない利用者においてショートステイ先の確保が困難な場合、宿泊支援を行う。本人負担は1泊あたり4,000円(食費以外)、村・県がそれぞれ2,000円を負担。 ※県の地域福祉総合助成事業に基づく事業
緊急通報装置設置補助	おおむね65歳以上の一人暮らし世帯	【内容】見守り機能や緊急通報が可能な機器(緊急通報装置)の設置費用及びその利用料を補助する。設置工事は、設置費用の10分の8以内の額で上限5万円。利用料等は、利用料等の月額3分の2以内の額で上限2千円。 【今後の方向性】サービスの広報・周知。

事業名	対象者	事業内容と今後の方向性
高齢者 見守り訪問事業	75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯	【内容】 いくさか大好き隊が対象者宅を訪問する。困り事があれば「地域包括支援センター」へ情報提供をし、必要なサービスへ繋げる。 【今後の方向性】 訪問ルールを明確化し、対象者支援につなげていく。

### 目標値

事業名	現状（令和4年度）	目標	
⑤	配食サービス事業（生坂村社協委託事業）	45名	維持
	軽度生活支援事業（生坂村社協委託事業）	登録0名	1件
	生坂有償生活援助サービス「もりびと」（生坂村社協委託事業）	利用8回	利用12回
	高齢者生活福祉センターの活用 ※入所判定有（生坂村社協委託事業）	12名	14名
	福祉運送サービス事業（生坂村社協委託事業）	登録82名	登録85名
	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	0件	1件
	介護予防住宅改修事業	0件	1件
	緊急宿泊支援事業（生坂村社協委託事業）	0件	1件
	緊急通報装置設置補助	1件	1件
	高齢者見守り訪問事業	101名	維持

(2) 権利擁護・防犯・交通安全対策

■主な取組み

①ジェンダーの平等と多様性への理解促進

②成年後見制度の利用促進

事業名	対象者	事業内容と今後の方向性
① ジェンダーの平等と多様性への理解促進		一般介護予防事業での啓発
② 成年後見制度利用支援事業	身寄りのない重度の認知症高齢者等、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人	【内容】 成年後見制度の利用に向けての支援。 【今後の方向性】 成年後見制度に関する利用促進。 利用者実態の把握。 成年後見支援センターとの連携。

目標値

事業名	現状（令和4年度）	目標	
① ジェンダーの平等と多様性への理解促進	一般介護予防事業で啓発		
② 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度講演会及び相談会	1回	1回
	村民後見人の養成人数(人材バンク登録者数)	17人	30人
	村民後見人フォローアップ研修	4回	4回
	成年後見制度利用支援事業(申立て)	0件	1件

③養護老人ホームへの入所支援

事業名	対象者	事業内容と今後の方向性
③ 養護老人ホーム入所支援	自宅での生活が困難な高齢者 ※入所判定有	【内容】 自宅での生活が困難な方の入所支援を行う。

目標値

事業名	現状（令和4年度）	目標
③ 養護老人ホーム入所支援	4名	4名

#### ④交通安全・防犯対策

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
④	交通安全・防犯対策	全住民	<p>【内容】 交通安全協会や警察と連携し、高齢者に対する交通安全教育や高齢ドライバーに対する安全運転指導の充実を図っていく。 高齢者が振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれないよう、地域の自主防犯組織の活動を支援するとともに、防犯意識の啓発を行う。</p> <p>【今後の方向性】 運転免許返納後の外出支援等の課題もあるため、総合的に支援策の検討を行う。</p>

#### 目標値

事業名		現状（令和4年度）	目標
④	交通安全・防犯対策		一般介護予防事業で啓発

#### （3）災害・感染症の対策

##### ■主な取組み

- ①災害対策の推進
- ②感染症対策の推進

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	災害対策	全住民	<p>【内容】 地域の自主防災組織や生坂村社会福祉協議会と連携し、高齢者や障害者等の災害時要援護者についての支援体制を構築する。</p> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の新規把握及びマップの更新</li> <li>・要配慮者防災・避難マニュアルの作成</li> <li>・総合防災訓練や医療救護訓練の実施</li> </ul>
②	感染症対策の推進	全住民	<p>予防接種の実施（インフルエンザ・新型コロナウイルス等）の実施及び感染症予防の啓発</p>

#### 目標値

事業名		現状（令和4年度）	目標
①	災害対策		要援護者マップの更新
②	感染症対策の推進		維持

## 推進目標2 健康で自立した生活を送るために

### 《今後の方向性》

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制、地域包括ケアシステムを深化させる必要があります。そこで、高齢者の総合的な相談対応等を行う地域包括支援センターの人員体制、業務内容、担うべき役割等を見直し、機能を強化することで、より効果的な運営の継続を目指します。また、高齢者の自立した生活に向けた支援を検討する地域ケア会議を通じて、困難事例についての対応等を協議します。

また、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行える体制整備に向けて検討していきます。

そして、既存の相談支援体制を活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の導入に向けた検討を行います。

#### (1) 高齢者が健康でいきいきと暮らせる村づくり

##### ■主な取組み

- ①介護予防・日常生活支援サービス事業の推進
- ②一般介護予防事業の推進

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	介護予防・日常生活支援サービス事業の推進	要支援認定者 事業対象者	ケアプランに基づき、各種サービスの実施
②	一般介護予防事業の推進	65歳以上の自力で外出できる方	元気塾・男塾等 高齢者の社会参加の機会を提供。日常生活に必要な動作の訓練から趣味活動など、幅の広い活動により介護予防を目指す。

#### 目標値

事業名		現状（令和4年度）	目標
①	介護予防・日常生活支援サービス事業の推進（ケアプラン延べ作成者数）	236名	維持
	一般介護予防事業の推進（元気塾・男塾参加者）	76名	維持

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の推進

■主な取組み

- ①地域包括ケアの推進
- ②地域ケア会議の充実
- ③ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	地域包括ケアの推進	全住民	村民の多様な相談にワンストップで対応できる「総合相談窓口」を社会福祉協議会へ委託し、様々なケースに迅速に対応できる支援体制を構築する。
②	地域ケア会議の充実	全住民	多職種や地域の関係者とのネットワークを構築しこれらの連携により包括的・継続的ケアマネジメントを行う。
③	ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援	全住民	家族介護者への支援の実施

目標値

事業名		現状（令和4年度）	目標
①	地域包括ケアの推進	212名	維持
②	地域ケア会議の充実（開催数）	5回	維持
③	ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援（家族介護用品支給事業申請者）	22名	30名



### 推進目標3 心身や生活状況に合わせた生活を送るために

#### 《今後の方向性》

高齢者が安心して住み慣れた地域での生活を継続するためには、地域住民、企業、事業所、地域組織、活動団体等のあらゆる主体が、高齢者をはじめとする地域住民等と支え合う体制が整っていることが大切です。特にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、地域における日常的な見守りや緊急時の対応を求める人も増加しています。

また、介護サービスを受けるほどではないものの日常的に手助けや支援を必要とする高齢者への支援や、住まいの支援、高齢者を介護している家族への支援なども、高齢者の地域での生活を支えるための大切な取組です。

#### (1) 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

##### ■主な取組み

##### ①在宅医療・介護の連携

##### ②ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの支援

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	在宅医療・介護の連携	全住民	医療と介護の関係職種が切れ目なく支援できる在宅療養支援体制整備
②	ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの支援	全住民	住み慣れた地域で、人生の最終段階まで安心して暮らし続けられるよう支援する。

#### 目標値

事業名		現状（令和4年度）	目標
①	在宅医療・介護の連携	—	体制維持
②	ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの支援	—	講演会開催

#### (2) 認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり

##### ■主な取組み

##### ①認知症の共生と予防の推進

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	認知症の共生と予防の推進	全住民	認知症を含めた全ての人が、住み慣れた地域で、人生の最終段階まで安心して暮らし続けられるよう支援する。

#### 目標値

事業名		現状（令和4年度）	目標
①	認知症の共生と予防の推進	認知サポーター養成講座2地区	維持

## 推進目標 4 介護保険サービスの適切な運営のために

(1) 介護人材の養成・確保、事業所の生産性の向上の推進

### ■主な取組み

- ① 介護人材の確保・定着、資質向上
- ② 福祉・介護に対する理解の向上

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	介護人材の確保・定着、資質向上	全住民	各組織と連携し、介護人材確保に向けた取組みを行う。
②	福祉・介護に対する理解の向上	全住民	次世代を担う若い世代に、将来の進路選択としてもらえるよう、福祉介護の仕事のやりがいや魅力を伝えていく。(職場体験等)

### 目標値

事業名		現状(令和4年度)	目標
①	介護人材の確保・定着、資質向上	—	広報誌への掲載
②	福祉・介護に対する理解の向上	—	職場体験実施

(2) 介護保険制度の適切な運営

### ■主な取組み

- ① 安心してサービスが受けられるための環境づくり
  - ・ 介護給付費等適正化事業の推進
  - ・ 苦情処理体制

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
①	安心してサービスが受けられるための環境づくり	事業社	適正サービスを提供できるように、介護サービス事業社に対して制度の周知や、適切な指導を行う。

### 目標値

事業名		現状(令和4年度)	目標
①	安心してサービスが受けられるための環境づくり	—	適正化指導の実施

◆ 第5章 介護保健サービス量の見込 ◆

## 1. 介護予防サービス・介護サービス内容

介護認定された方は、介護予防サービス・介護サービスとして、以下のサービスを利用することができます。

	事業名	対象者	事業内容と今後の方向性
介 護 給 付	通所介護 (デイサービス)	要支援認定者 要介護認定者	【内容】 ケアプランに基づき入浴、食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供し、心身機能向上とともに家族の身体的負担軽減を図る。 【今後の方向性】 サービス提供体制の維持。
	訪問介護 (ホームヘルプ サービス)	要支援認定者 要介護認定者	【内容】 ケアプランに基づきホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理洗濯等の生活支援をする。 【今後の方向性】 サービス提供体制の維持。
	訪問看護 訪問リハビリ	要支援認定者 要介護認定者	【内容】 ケアプランに基づき疾患等を抱えている人について、訪問看護ステーション・訪問リハビリ事業所により看護師、理学療法士等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。 【今後の方向性】 サービス提供体制の維持。
	地域密着型 サービス (認知症対応型 通所介護事業)	要介護認定者	【内容】 認知症の方を対象に専門的なケアを提供。ケアプランに基づき入浴、食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供。事業所については、村が指定、指導・監督を行う。 【今後の方向性】 必要なサービス量を算定し、村の特性に応じたサービスの整備を進め、運営協議会による適正な運営を目指す。
	福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修事業	要支援認定者 要介護認定者	【内容】 在宅で安全・快適に生活をするための福祉用具貸与、購入及び住宅改修について、福祉用具購入は補助限度額 10 万円、住宅改修については補助限度額 20 万円を、所得による負担割合に応じて給付する。(それぞれ自己負担額を含む) 【今後の方向性】 有効な利用の促進。
	居宅介護支援 事業	総合事業対象者 要支援認定者 要介護認定者	【内容】 介護サービスを利用するために、一人ひとりの状態に合わせた介護サービス計画を作成すると共に、介護全般の相談に応じる。 【今後の方向性】 ケアマネジャーの資質向上促進。
	各施設サービス	要介護認定者	【内容】 施設サービス計画に基づき介護福祉施設に入所し、食事、入浴等、日常生活上の介助を受ける。(村外施設) 【今後の方向性】 サービス提供体制の維持。
そ の 他 の	ねたきり者 理髪費給付事業	要介護認定 (3,4,5) 判定 で、かつ障害高齢 者。日常生活自立	【内容】 理髪に要する経費の一部助成。 1 回 2,500 円以内、年 6 回が上限。 【今後の方向性】

事業名		対象者	事業内容と今後の方向性
事業		度B判定以上の方。	サービス提供体制の維持。
	家族介護用品 購入助成事業	おおむね65歳以上の要介護1以上の方で、在宅で生活している方	<p>【内容】</p> <p>対象者に介護用品助成券を交付し、登録業者が購入。業者が村に助成券を添付して請求し、村が支払う。</p> <p>要介護3・4・5 村民税非課税世帯：月5,000円  // 村民税課税世帯：月2,000円</p> <p>要介護1・2 村民税非課税世帯：月3,000円  // 村民税課税世帯：月1,000円</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>サービス提供体制の維持。</p>

## 2. 介護保険事業の費用見込みと保険料

### (1) 要支援・要介護認定者の将来推計

本計画期間の3年間、及び地域包括ケアシステム構築をめざす目途となる令和7年度、地域共生社会の実現をめざす令和22年度までの要支援・要介護認定者を推計したうえで、介護等サービス量を推計します。

介護予防による効果を見込んだ要支援・介護認定者数は、人口減少の傾向等を踏まえ、緩やかに減少していくものと推計されます。

#### ■要支援・介護認定者数の推計 単位：人

	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	22年度 (2040)
総数	132	133	132	125	113
要支援 1	6	6	6	5	5
要支援 2	33	33	33	30	27
要介護 1	11	11	16	11	10
要介護 2	16	16	22	16	14
要介護 3	23	23	22	20	18
要介護 4	22	22	22	22	20
要介護 5	21	22	22	21	19
うち第1号被保険者	131	132	121	124	112
要支援 1	6	6	6	5	5
要支援 2	33	33	33	30	27
要介護 1	11	11	11	11	10
要介護 2	15	15	15	15	13
要介護 3	23	23	22	20	18
要介護 4	22	22	22	22	20
要介護 5	21	22	22	21	19

## (2) サービス量と給付費の見込み

要支援・要介護認定者数をもとに、居宅・施設等サービスごとの利用者数を想定し、国が示すサービス水準をあてはめて、サービス量及び費用額を算出しました。

### ■介護予防サービス量・給付費等の推計

単位：千円

		6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	56	56	56	56	56
	回数	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	(人数)	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	2369	2462	2462	2,167	1,982
	人数	25	26	26	23	21
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費	919	919	919	919	747
	人数	16	16	16	16	13
予防給付費計		2,714	2,722	2,671	2,671	2,323

■介護サービス量・給付費等の推計（その1）

単位：千円

		6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	22年度 (2040)
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費	17,835	17,990	18,093	17,673	16,230
	回数	566.8	570.2	573.0	562.7	520.9
	(人数)	19	19	19	18	18
訪問入浴介護	給付費	401	401	401	401	401
	回数	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
	(人数)	1	1	1	1	1
訪問看護	給付費	10,025	10,038	10,038	10,038	8,486
	回数	140.9	140.9	140.9	140.9	120.9
	(人数)	12	12	12	12	10
訪問リハビリテーション	給付費	756	740	726	726	726
	日数	18.8	18.4	18.1	18.1	18.1
	(人数)	2	2	2	2	2
居宅療養管理指導	給付費	1,031	1,033	1,033	1,033	754
	人数	11	11	11	11	9
通所介護	給付費	35,877	37,631	37,275	33,849	31,316
	回数	322.3	335.5	332.2	305.8	280.0
	(人数)	35	36	35	33	30
通所リハビリテーション	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	給付費	11,626	11,640	11,640	9,389	9,389
	日数	110.5	110.5	110.5	89.1	89.1
	(人数)	10	10	10	8	8
短期入所療養介護(老健)	給付費	1,844	1,880	1,932	1,932	1,932
	日数	10.8	11.0	11.3	11.3	11.3
	(人数)	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	6,078	6,391	6,168	5,390	4,913
	人数	26	27	26	23	21
特定福祉用具購入費	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
住宅改修費	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	給付費	16,834	16,855	16,855	16,855	16,855
	人数	6	6	6	6	6



その2

単位：千円

		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
		(2024)	(2025)	(2026)	(2030)	(2040)
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	636	637	637	637	637
	回数	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
	(人数)	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	給付費	5,568	5,575	5,575	5,575	3,775
	回数	37.0	37.0	37.0	37.0	24.6
	(人数)	5	5	5	5	4
小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	86,311	86,421	86,421	86,526	76,880
	人数	27	27	27	27	24
介護老人保健施設	給付費	38,030	38,078	38,078	41,133	38,078
	人数	11	11	11	12	11
介護医療院	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費	0	0	0		
	人数	0	0	0		
(4) 居宅介護支援	給付費	8,926	9,350	9,277	8,622	7,524
	人数	41	43	43	40	35
介護給付費計		241,778	244,660	244,149	239,779	217,896

※ 第9期計画期間内における介護保険関連施設の新たな施設整備や更新等は、必要性やニーズ等動向を踏まえて、必要に応じて検討していきます。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名	第9期事業費見込（千円）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防・生活支援サービス事業			
訪問介護相当サービス	2,555	2,555	2,555
訪問型サービスA	638	638	638
通所介護相当サービス	8,360	8,360	8,360
通所型サービスA	914	914	914
介護予防ケアマネジメント	994	994	994
地域介護活動予防支援	2,705	2,705	2,705

## 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

事業名	第9期事業費見込（千円）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括的支援事業	1,340	1,340	1,340
任意事業	925	925	925

## 包括的支援事業（社会保障充実分）

事業名	第9期事業費見込（千円）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業	5	5	5
生活支援体制整備事業	7,540	7,572	7,604
認知症初期集中支援推進事業	20	20	20

### 3. 介護保険事業の費用見込みと保険料額

各年度の要支援・要介護者別のサービス量見込みをもとに、サービス別の給付費を推計しました。令和6年度から8年度の合計で約7億4千万円と算定されます。

さらに、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数等を基に保険料を算出しました。

#### ■サービス量の推計

単位：千円

	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	22年度 (2040)
合計	245,663	248,640	248,129	243,356	221,179
在宅サービス	104,488	107,286	106,775	98,842	89,366
居住系サービス	16,834	16,855	16,855	16,855	16,855
施設サービス	124,341	124,499	124,499	127,659	114,958

#### ■第1号被保険者の保険料の基準額（月額）

保険料については、低所得者への対応、住民税非課税層へのきめ細かな対応を行い、以下のように設定します。

第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	6,300 円
---------------------	---------

## ■保険料の所得段階区分

所得段階別の保険料は以下の通りです。

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料	
			月額	年額
第1段階 ※	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満	0.285	1,800円	21,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円未満	0.485	3,060円	36,720円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上	0.685	4,320円	51,840円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満	0.90	5,670円	68,040円
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上	1.00	6,300円	75,600円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万未満	1.20	7,560円	90,720円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万以上210万円未満	1.30	8,190円	98,280円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万以上320万円未満	1.50	9,450円	113,400円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万以上420万円未満	1.70	10,710円	128,520円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万以上520万円未満	1.90	11,970円	143,640円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万以上620万円未満	2.10	13,230円	158,760円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万以上720万円未満	2.30	14,490円	173,880円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万以上	2.40	15,120円	181,440円

※生活保護受給者と老齢福祉年金受給者は第一段階に該当します。

## 4. 利用者負担の軽減

介護サービスの利用者負担は一定以上の所得がある方を除き1割負担ですが、利用料支払いが困難な場合、保険料を滞りなく収めている方であれば、軽減制度の利用ができます。

### ① 特定入所者介護（介護予防）サービス費

施設等における食費・居住費は、利用者の自己負担ですが、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を補足給付費として保険給付し、負担を軽減します。

### ② 高額介護（介護予防）サービス費

1か月単位で、個人並びに世帯の介護サービスの利用者負担合計額が上限額を超えた場合は、その超えた費用を高額介護サービス費として保険給付し、負担を軽減します。

### ③ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同一世帯で医療保険と介護保険の両方の利用者負担額を合算し、その額が「高額医療・高額介護合算制度」の限度額を超えた場合は、その超えた費用を高額医療合算介護サービス費として保険給付し、負担を軽減します。

### ④ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

住民税非課税世帯で、一定の要件に該当する生計困難者に対して、社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者負担を軽減する制度です。

◆ 第6章 計画実現のために ◆

## 1.各主体の役割

計画の基本理念を実現するためには、村民、地域社会、地域活動団体、医療・介護関係者、行政がそれぞれの役割を果たしながら力を合わせ、一体となって取り組むことが必要です。

### (1) 村民

村民一人ひとりが趣味や学習、社会参加などの活動を通じて自己実現を図り、日常生活の中で自ら健康づくり・介護予防に取り組みながら、いきいきと最期まで自分らしい人生を送るために行動することが望まれます。そして、人と人とのつながり、社会とのつながりを広げ、地域の活動に積極的に参加することなどによって、それぞれの経験や技能などを社会に還元し、自身の生きがいなどにつながる活動を行うことも重要です。

また、病気や障害等により介護を必要とする状態になっても、適切なサービスなどを利用しながら、自分らしい暮らしを営み続けることが望まれます。

### (2) 地域社会

地域社会は、日常生活を送る基盤であり、隣近所や自治会など、それぞれの営みの中で個人や世帯、団体のつながりや関わりを持ちながら共に暮らしています。

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに認知症の人が増えていく中で、村民一人ひとりが、地域の人々や福祉活動に関心を持ち、それぞれができる活動に参加することにより、支援が必要な人に対して自然に手を差し延べることができるような地域コミュニティを形成することが期待されています。

### (3) 地域活動団体

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関などと連携し、地域の連帯と支援の輪を広げるとともに、村民や地域団体が主体となって活動する場や環境づくりに向けてこれまで以上に取り組むことが求められています。

長寿会やシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、会員全体の福祉向上を目指し、魅力的な活動を実施することにより、活動の活性化や会員の増加を図るなど、高齢化の進行を踏まえた取組を強化することが求められます。

ボランティア団体は、支援を必要としている人へのサービス提供など、地域福祉の向上を目指し、それぞれの団体の特性や資源を生かしながら、積極的に地域と関わり連携することが望まれます。

### (4) 医療・介護関係者

医師会・歯科医師会・薬剤師会・理学療法士会・柔道整復師会などの医療関係者は、日頃から診療や訪問診療等で関わることによって、村民が適切な支援を受

けながら、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、予防の視点からの啓発や医療と介護の連携を充実させていくことが期待されます。

介護サービス事業者などは、高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するために、地域に根差し、健全に発展していくことが不可欠です。そのためには、必要な介護人材を確保・育成し、サービスの質の向上を図りながら、引き続き良質なサービスを提供することが求められています。

また、要介護認定者一人ひとりのできることを増やして自立の促進や重度化の防止を図ることができるよう、先進事例も参考にしながらサービス提供の方法を改善することが必要です。

さらに、村民のサービスへの信頼を確立するというサービス提供主体としての役割を果たし、サービス事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

#### (5) 行政

村の役割は、村民の福祉の向上を目指して、村民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行管理などを通して、第9期計画に位置付けられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。

高齢者福祉分野において、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを深化・推進させていくとともに、医療・介護関係者との連携の強化を図り、村内外の企業と力を合わせることで、村民や関係団体による主体的な支え合いの活動を支援し、互いに支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、村民に対しては、様々な状況に応じた多様なニーズを把握し、本人やその家族などへの必要な情報、日常における生活支援サービスを提供するとともに、予防の視点も踏まえた高齢者の地域活動の場を確保し、地域につながり続ける支援を行います。

また、地域社会や地域活動団体に対しては、地域活動の拠点の整備や多世代間での交流を促進するとともに、既存の介護予防事業をはじめとする取組や地域の団体活動を側面的に支援することで地域における支え合いの仕組みづくりを促進していきます。

さらに、医療ニーズがあり、介護の度合いが重くなった高齢者でも、地域の中で安心して暮らしていくため、医療と介護が統合された多職種によるチームケアの提供を目指し、医療・介護関係者に対しては、各専門分野の境界を越えた関係づくりを推進します。



## 2. 計画の推進体制

### (1) 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、年度ごとに取組状況の結果を介護保険運営協議会に報告し、協議会での委員意見を踏まえ、次年度の方向性を定めます。

また、計画を着実に進めていくために、各施策を計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより管理していきます。

計画の進捗状況や社会状況の変化等に合わせ、柔軟に対応していきます。

当村においては、介護サービスに係る給付費は年間3億円弱が必要となっており、若干の減少傾向にはあるものの今後3年間もこの水準で推移すると予想されます。保険料を負担いただく65歳以上の人口も緩やかに減少しており、今後3年間もこの水準で推移すると予想し、今後3年間のバランスを見極め、今回の計画では保険料の基準額を400円引き下げ月額6,300円と設定しました。

本計画では、高齢社会が進む中、介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせる村の実現を目指しています。そのためには、村民、行政、介護保険サービス事業者、医療機関等と連携を図っていく必要があります。

当村では、元気塾や歩こう部等の各種教室の開催や、地域で活動している団体への健康教室の開催、各種福祉サービスの提供などを通して、住民の皆様の健康維持サポートや安心して暮らし続けられるよう、一体的なサービス提供を行っていきます。

また、地域ケア会議を通して、住民のニーズや村の課題などを共有し、多方面から解決策を考えることで連携体制の強化を目指していきます。

## ■付属資料1 策定委員会名簿

所属等	氏名	備考
医師	山口 正英	保健医療関係者
被保険者代表	宮川 昌直	長寿会連合会会長
介護者代表	柳澤 初美	
介護者代表	丸山 節子	
生坂村議会	藤澤 幸恵	
民生児童委員協議会	大澤 彰治	会長
社会福祉協議会会長	藤原 久紀	デイ・ヘルパー事業所代表
社会福祉協議会事務局長	鈴木 尚志	デイ・ヘルパー事業所代表
ケアプランサポートセンター	藤澤 京子	居宅支援事業者
在宅介護支援センター	丸山 英基	ボランティアコーディネーター

\*介護保険・地域包括支援センター運営協議会員を兼ねる

事務局	課長	松沢 昌志
生坂村役場	保健師	藤岡 好美
健康福祉課	社会福祉士	竹内 綾可

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

#### （1） 成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなくなり、ご自身一人では財産の管理や契約等を行うことが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで権利を保護し、暮らしを支援していく制度です。

国はこの成年後見制度が、判断能力の低下した方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことを鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成 28 年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降利用促進法）を施行しました。

そして平成 29 年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以降国基本計画）を閣議決定しています。利用促進法 14 条第1項では市町村は国基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

#### （2） 成年後見制度の種類

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度はご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。「判断能力が不十分な方」には「補助」、「判断能力が著しく不十分な方」には「保佐」、「判断能力が全くない方」には「後見」とご本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

任意後見制度はご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを公正証書によって契約で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

#### （3） 成年後見制度が必要となる背景

認知症高齢者の数は新オレンジプランによると2025年には高齢者の約5人に1人となることを見込まれており、判断能力が不十分で預貯金や不動産等の財産管理、必要な介護サービスの契約や施設入所の契約を自分で結ぶことが難しくなる方、自分に不利益

な契約であってもよく判断することができず消費者被害に遭ってしまう方が増加する恐れがあり今後成年後見制度への需要が増大することが予想されます。

#### (4) 現状と課題

当村においては、地域包括支援センターが高齢者の成年後見制度に関する相談窓口となり、制度説明や申立て支援等の相談に対応しています。

また、平成 23 年度からは近隣の 2 市 5 村（松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）が補助金を出し合い松本市社会福祉協議会が設置・運営する成年後見支援センターかけはしと連携してきました。成年後見支援センターかけはしでは市村からの二次相談の対応、法人後見の受任等担っています。

令和 3 年度からはこれを業務委託とし既出の 2 市 5 村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関（以下中核機関）となって利用促進法及び国基本計画に基づく体制を整備します。

#### (5) 施策の方向性

##### ① 地域連携ネットワークの構築

地域において財産の管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人等の発見に努め速やかに必要な支援に結び付けることや、早期の段階（任意後見や補助類型や保佐類型といった選択も含め）から相談及び対応する体制を整備すること、また意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行い、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークを構築します。

国基本計画では地域連携ネットワークは本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」、地域連携ネットワークを整備し適切に協議会を運営していく「中核機関」という 3 つを構成要素とします。

##### ア 協議会の設置

後見等開始の前後を問わず、個々のケースに対するチームを法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」を 2 市 5 村の圏域で 1 箇所設置します。協議会では各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議したり、多職種間での更なる連携強化策等その時の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

##### イ 中核機関の運営

近隣の 2 市 5 村と成年後見支援センターかけはしが中核機関となり、次の a から c の機能を地域連携ネットワークと連携しながら担います。

- a 司令塔機能  
権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理やコーディネート
- b 事務局機能  
協議会の運営や地域連携ネットワーク構成機関との連絡調整等
- c 進行管理機能

1	成年後見制度の広報啓発
2	相談受付、個別のチーム（身近な地域内で日常的に本人を支援するチーム）の権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討など権利擁護支援の方針について検討・専門的判断
3	2の結果成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、申立てに関わる相談や支援、適切な後見人候補者推薦のための検討、候補者選任後のチームについての検討、村民後見人の養成及び活動支援
4	後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

② 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度利用にあたり、親族等が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、村長が申立てを行います。また、必要に応じて、申立てに要する費用の負担及び成年後見人等の報酬に対する扶助を行います。

(6) 主な取組の現状と達成目標

	現状 (令和4年度)	目標
成年後見制度講演会及び相談会	1回	1回
村民後見人の養成人数（人材バンク登録者数）	17人	30人
村民後見人フォローアップ研修	4回	4回
成年後見制度利用支援事業（申立て）	0件	1件

※ 村民後見人の養成人数については、2市5村の住民を対象に成年後見支援センターかけはしにおいて養成された人数であり、当村単独で養成された人数ではありません。村民後見人フォローアップ研修についても同様です。

生坂村  
第10次高齢者保健福祉計画  
第9期介護保険事業計画

令和6年3月  
長野県生坂村